記

解決條件

(一) 爾後相互に絶対に暴力を用ひざること

但し本件ノ解決ニ至ル迄ハ現在ノ儘ニテ互ニ手出シヲセザルコトヲ約ス

(二) 第一日曜ヲ公休日トスルコト

但し止ムヲ得ザル場合ハ他ノ日ニ振替ユルコトアルベシ

尚ホ祝祭日ハ休ミトシ一週間ニ夜業ヲ為ス者ハ場合ニヨリ適ヨリ行フコト(一部人的ニ)

(三) 賃銀ノ件

人三等ノ者十八円 但シ附属手ノ人ハ場合ニヨリ小僕トシテ入ル

以下順次一円ヅヽ減ジ小僕ハ十四円 但シ附属手ノ人ハ場合ニヨリ小僕トシテ入ル

尚ホ後継子供ハ三十円 女ハ十二円

女戸田悦雄 六円 60銭ヲ一人

但シ附属手ノ人ハ場合ニヨリ小僕トシテ入ル

(四) 解雇ハ一ヶ月前ニ予告スルコト

書面ヲ以テ二週間前ニ予告スルコト

(五) 人件費ヲ増加セザルコト

(六) 爾余ハ従来ノ通リ

(七) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(八) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(九) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(十) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(十一) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(十二) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(十三) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(十四) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(十五) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(十六) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(十七) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(十八) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(十九) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(二十) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(二十一) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(二十二) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(二十三) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(二十四) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(二十五) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(二十六) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(二十七) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(二十八) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(二十九) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(三十) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(三十一) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(三十二) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(三十三) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(三十四) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(三十五) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(三十六) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(三十七) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(三十八) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(三十九) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(四十) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(四十一) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(四十二) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(四十三) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(四十四) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(四十五) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(四十六) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(四十七) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(四十八) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(四十九) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(五十) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(五十一) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(五十二) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(五十三) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(五十四) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(五十五) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(五十六) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(五十七) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(五十八) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(五十九) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(六十) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(六十一) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(六十二) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(六十三) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(六十四) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(六十五) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(六十六) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(六十七) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(六十八) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(六十九) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(七十) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(七十一) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(七十二) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(七十三) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(七十四) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(七十五) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(七十六) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(七十七) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(七十八) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(七十九) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(八十) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(八十一) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(八十二) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(八十三) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(八十四) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(八十五) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(八十六) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(八十七) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(八十八) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(八十九) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(九十) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(九十一) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(九十二) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(九十三) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(九十四) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(九十五) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(九十六) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(九十七) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(九十八) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(九十九) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

(百) 本件ニ関シ一切ノ交渉ハ組合ヲ通ジテ行フコト

受付 昭和五年 2010

労秘第四五四五號

昭和五年十二月十五日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙蔵殿

社會局長官 殿

各廳府縣長官殿 (八大都市)

株式會社近藤商店労働爭議ニ関スル件 「日本化學」(第一報ニ次ク)

要旨ハ左ノ標記會社ニテハ圧迫団體ノ為メ工場ノ神谷傳兵衛ニ譲渡ノ契約成立セリ

(二) 職工等ハ會社ノ發表ニ先ダチ本月十日嘆願書ヲ呈出セルニヨリ十二日全員解雇セルニヨリ十三日要求書ヲ呈出ス

(三) 被解雇者ハ日本化學ノ指導ニヨリ抗爭中ナリ

標記近藤商店ハ其工場ヲ他ニ譲渡セル為メ労働爭議發生セルカ